平成13年6月26日教委規則第48号

改正

平成19年5月29日教委規則第6号令和2年1月21日教委規則第4号

西東京市立学校給食運営審議会条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、西東京市立学校給食運営審議会条例(平成13年西東京市条例第199号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(意見聴取)

第2条 会長は、審議に必要があると認めたときは、西東京市立学校給食運営審議会(以下「審議会」という。)に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第3条 条例第7条に規定する部会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学校給食事業に関すること。
- (2) その他西東京市教育委員会が必要と認めたこと。

(会議録)

(部会)

- **第4条** 会長及び部会長は、審議会及び部会について、それぞれ次に掲げる事項を記した会議録を作成する。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席委員の氏名
 - (3) 付議した事項及び審議の概要
 - (4) その他必要と認める事項

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、教育部学務課が行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附則

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月29日教委規則第6号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(令和2年1月21日教委規則第4号)

この規則は、令和2年2月10日から施行する。